

もったいない! 未来のために
母の視点で **よりも** で見直し
次世代に借金、リスクを残さない

県議会議員

西村久子 県政報告

第32号

発行 西村久子

彦根市甲崎町

TEL・FAX 43-4700

Eメール hisako@country-farm.net



今日よりも明日

すっかり季節が変わりました。あちこちの運動会にご案内いただいて、子供たちのさわやかでたくましい姿に圧倒され、大きな拍手を送ってきました。ある小学校で、『僕たち私たちは、今年もこのグラウンドで運動会のできることを感謝し、思い出に残る運動会となるよう、全力で頑張ることを誓います。…』と元気いっぱいの宣誓でした。

3.11 大震災、9月の台風と、信じきれないような大災害が相次いで起こり、ぬぐいきれない深い悲しみが今なお続く中、この宣誓の言葉にひどく感銘を受けました。…その通りです。一人一人の力は小さくても、自分自分のできることを力いっぱいやることによって、「がんばれ日本、必ず復興する!」と、日本全国民の絆が、同じ思いで湧き上がると信じます。涙の奥に「がんばれ、がんばるぞ!」自らに声かけて、深まる秋、被災地の皆様に思いを繋いでいきましょう。…日本の明日を信じて…!

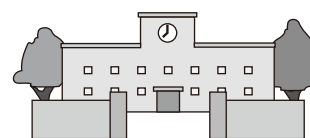


県立高等学校の再編に関する申し入れ

自民党滋賀県議会議員団

滋賀県議会は、平成22年12月22日、「県立高等学校の再編について慎重な検討を求める決議」を可決しました。同決議は、再編計画が生徒や保護者をはじめとする県民の間に不安と動揺を与えていることに鑑み、拙速な議論に陥ることなく、県民合意の形成に向けた慎重な検討を行うことを県議会の総意として求めたものであります。しかるに、現状は、説明会の場では保護者から疑問や不安の声が続出し関係市町からは公開質問状や再質問が相次いで出されるなど、決議が求める姿からほど遠いものであることは、誠に遺憾と言わざるを得ません。このまま県民や市町の理解を得ることなくことを進めるようなことがあれば、子供と地域の将来に禍根を残すことは必至であり、当会派としても看過できるものではありません。よって、県当局においては、今年度内の計画策定という方針に拘泥することなく、少なくとも今後1年以上の時間をかけ、さらに慎重な検討を続けるよう、強く求めるものであります。以上、申し入れます。

知事並びに県教育委員長への申し入れに続き、県議会最終日、さらに慎重な検討とともに生徒や県民への説明、理解を十分に得るよう強く求める決議を全員起立で決しました。彦根西・翔陽高校、定時制高校の統合、将来この地域にどんな高校を作るのか、検討を続け理解が求められることとなります。



9月定例議会一般質問 抜粋

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例について・・・

この条例に関しては本年2月定例会において、付帯決議が付されはしたものの成立、現在は来年4月からの施行に向けて、運用規則が協議されている段階にあります。当初より県内企業にあっては強い反発があったものの、すでに顕著になりつつある温暖化による琵琶湖への影響を懸念し、環境先進県を標榜してきた滋賀県においては、看過できない状況から、懸念される企業に対する配慮を附帯意見として県の対応を求めたところでありました。

しかし、3.11の大震災以来、中でも福島原発事故による電力エネルギーのおかれた環境により極度の節電、さらに連日の酷暑、市民生活や企業に多大の影響を及ぼしてきたのも現実であります。

この条例は、異常気象や災害の頻発、誰もが感じてきた地球がおかしくなった原因を、手遅れにならないうちにと、私たちの暮らしを考え直す中で、理想を求めた条例ですが、今回の原発事故を受けて、少しの足踏みも仕方なく、その施行を前に運用の見直しが必要と考え、以下質問します。

節電に関しては、毎日、テレビ等で予想電力使用率が放送され、国民に協力を呼びかけられました。「熱中症には十分お気を付けください。」との言葉をつけて、使用電力15%削減にご協力お願いの関電コマーシャル、全国各地で節電協力が呼びかけられた毎日でありました。家庭での節電はもちろんのこと、消費電力がピークを越えて停電を招かぬよう、自動車業界が電力消費の少ない土、日曜操業に振り替えを自主的にしていただきました。驚異とさえ表現できる節電であります。

事務所における照明、エアコン、この夏電力使用制限令がかけられた、東電管内の電力消費は前年に比べ連日九百万～一千万キロワット下回り、実に中型の原発十基分にも相当したそうです。

浜岡原発を停止した中部電力管内ではひたすら節電につとめられ、原発一基分、百万キロワットもの功を奏されたと仄聞しておりますが、原発依存度の高い関電において、再稼働ないままでは、今後も課題の残るところであります。ちなみに、滋賀県庁でのこの夏の節電効果はいかがだったでしょうか。職員の皆様も来庁者も、大変暑い夏を耐えていただきました。昨年比でお答えください。

裏面に続く

答 県庁本庁舎の窓側・廊下等の消灯やエレベーターの一部運転停止等を行いました結果、6月から8月の3ヶ月間の電気使用量は昨年度比で14.3%の削減となったところです。また、県の施設の中で最も電気使用量の多い下水道施設におきましては、電気使用量の多い平日午後の時間帯を避けて設備を運転する、いわゆるピークカット対策を実施したことにより、昨年度と比較して、13時から16時の時間帯におきまして、7月は26%、8月は29.5%削減したところで、この夏の節電に係る県庁率先行動は、全体として、目標を上回る成果があったものと考えております。

しかし、原発事故で失った電力を節電が補い、停電回避の目途もついたこの流れを、省エネの技術革新につなげ、脱原発を果たしたいのは世の流れであろうと思います。が、企業にとっては死活問題であります。

こうした大災害に加えて、最近の超円高の直撃は、いよいよ企業の国内存続に判断を迫っているよう思います。そのような中で、環境重視と言えども国よりもどこよりも規制を厳しくかけることによって今、県内企業がどのような状況におかれているか、先日彦根市管内企業の方々との懇談から課題をお伝えし、対応を検討いただきたいのです。

まず、2030年における温室効果ガスの排出量を、1990年と比較して50%削減する事は、低炭素社会の実現に向けてきわめて先駆的な取組であり、環境関連産業の発展や雇用の創出が期待でき、地域経済が活性化することが可能とする県の考え方について、厳しい批判が繰り返されてきましたが、条例制定後半年、理想と現実のギャップについてどうお感じ戴いているのか、お尋ねします。

答 震災以降、関西においても原子力発電所が順次停止し、再稼働の見通しが立たない中、火力発電所の稼働が増えるなど、温室効果ガスの削減にとっては、短期的にはマイナスに働くという条例制定前には想定していなかった厳しい状況にあることは事実です。

しかし、温室効果ガスの増加による、生態系をはじめとする地球環境への深刻な影響を回避するため、化石燃料に依存しない低炭素社会づくりを進める必要があるとの条例制定の前提や背景には変わりはないものと考えております。

温室効果ガス排出量の削減目標については、総排出量が言われて居ますが、数値の基準に原単位を含めることについて、例え原単位で目標を達成しても、生産量が増えれば、排出量は増えてしまう可能性があります。

また、省エネ製品への転嫁によりCO₂削減を認めるトータルしての目標設定など、様々の意見もあることと思うが、これら基準設定についても検討中の段階から情報を提供し意見を求めていくことが大切と考えるものですが如何でしょうか。

答 御指摘のとおり、非常に大切なことであると考えており、そうしたことから、昨年度の条例検討段階においても300を超える事業者の皆さんとの意見交換をさせていただいたところです。そして、その意見交換の中で、目標設定に原単位を採用すべきことや省エネ製品の貢献によるCO₂削減効果を認めるべきではないかといった御意見もいただいたところです。

このうち、省エネ製品のCO₂削減効果の算定方法については、現在、事業者の参画も得まして、検討を進めているところです。

この省エネ製品による効果算定など、基準設定に当たっては、事業活動における低炭素社会づくりに繋がる様々な努力を後押しできるよう、今後とも事業者の皆さんとの意見交換を大切にしていきたいと考えております。

次に、企業に対する義務規定や公表勧告等罰則に近いことが定められていることについて、企業としては既に改正省エネ法等に対応しているのでその延長線上で規定いただきたいこと。また、県は、書類の提

出を求めるがフォローがなく、企業に対して何をしてくれるのか見えないことがあげられていました。

さらに、環境に対する企業の努力が公表されることによって、企業収益においてどれだけプラスになるか疑問であり、企業の評価は、環境対策への評価よりも、商品の品質で決まるのであって県との見解の相違を訴えておられます。

要するに、企業に対し過重の負担を要求する事は、滋賀県に居づらいつくり出すこととなります。

滋賀から企業が出て行けば、滋賀県内でのCO₂削減は達成されても、県外、あるいは地球規模において他の地域でその排出は増える事になり、結果として変わらない、減らないこととなります。

挙句に県内企業が減り雇用もおのずと閉ざされざるを得ないと考えられます。規則を検討する中に、滋賀県で事業をすれば、有利になる…という提案を盛り込まなければ、定着は望めないと思うのです。

国においてのCO₂ 25%削減においても、原発事故以降、中期目標を撤廃すべきとした経団連の提案がなされているところでもあります。

国と県の規制値にギャップのあることは、企業にとって非常に仕事やり辛く、素直な意見として国内での統一を望んでおられます。少なくとも、条例に関する業務が、環境改善につながり達成感の得られるものであるならば良いが、報告だけに終わるのでないか、企業の環境への取り組みは、会派代表質問において、国の方針見直しとなされた場合、行程表で想定する対策を精査・検討する必要が生じる場合もある…とお答えになっております。しかし、この条例の中には全国初の試みとして、計画の中に、製品による温室効果ガス削減の効果を評価することにより、環境関連産業の発展や雇用の創出が期待できる…と地域経済の活性化を期待して制定したものであります。状況変化による精査検討も、率先して行われるべきと考えます。環境県のメンツにかけて理想は高くあっても、その運用規則に現状を配慮されるようお願い、所見を求めます。

答 条例では、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に、低炭素社会づくりに向けた取り組みの内容について提出を求める「事業者行動計画書制度」を設けています。

この制度の目的は、事業者に対して温室効果ガス排出削減の取り組みや削減目標を強制することではなく、むしろ、自主的な省エネの取り組みや、低炭素社会づくりにつながる製品・サービスの提供といった事業活動そのものを側面支援することであり、来年度からの運用を考えています。

現在具体的な運用については検討しているところですが、例えば、行動計画書の様式などについては、先行する省エネ法の届出となるべく同じ内容とするほか、無理のない提出時期にするなど、事業者の負担を軽減していきたいと考えています。

今後とも、この制度の対象となる事業者のご意見をお伺いしながら、詳細を詰めていくこととしていまして、ご意見を反映した、より良い制度となるよう努めていきたいと考えています。

※ほかに、「県立高校の再編について」、「ダムに頼らない滋賀の治水政策について」質問しました。



西村久子事務所

彦根市甲崎町19-1 (稲枝北駐在所より西へ約100m 南側道路沿い)
定例政調会 第1金曜日 午後7時~10時

ご意見を
お聞かせください。 Tel 0749-43-2020 Fax 0749-43-4700

西村久子ホームページ (ブログ)

西村久子 活動日記

<http://nishimura-hisako.net/>

